

令和3年第12回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年12月20日 午前10時00分

閉会 令和3年12月20日 正午

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 深谷 明 | 石川万里子 | 野村 寿子 | 加藤 誠 |
| 加藤 延保 | 堀井 敏秀 | 堀田 勝司 | 平野 普也 |
| 水谷 文和 | 野村 君枝 | | |

<出席農地利用最適化推進委員>

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 三浦 博明 | 原田 勝行 | 石川 和孝 | 渡邊 昭男 |
| 石川 英治 | 近藤 賢三 | | |

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

| | | |
|--------|--|--------|
| 議案第54号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件 | 別紙2件 |
| 議案第55号 | 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件 | 別紙3件 |
| 議案第56号 | 生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件 | 別紙1件 |
| 議案第57号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件 | 別紙122件 |
| 報告第40号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 | 別紙9件 |
| 報告第41号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件 | 別紙1件 |
| 報告第42号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件 | 別紙2件 |
| 報告第43号 | 農地法第18条の規定による農地解約通知の件 | 別紙1件 |
| 報告第44号 | 豊明市農業委員会規程の一部改正の件 | 別紙1件 |

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第12回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は10番委員と11番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第54号1番案件です。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第54号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲渡理由は遠隔地であり耕作できないため、譲受理由は自己所有地とともに一括管理、耕作するためです。

申請地は沓掛町中川174番、登記地目、現況地目はともに畑、面積は41㎡です。

申請地の現況については、11月24日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町中川171番1、172番1は保全管理状態、沓掛町中川184番、194番1はキャベツ等の野菜が、刈谷市井ヶ谷町丸岡1番18、1番47、111番7、111番8はみかんや梨の木があり畑として管理されている状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 12月10日に7番委員と農地利用最適化推進委員及び事務局2名で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

- 7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。
- 最6番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第54号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第54号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第54号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第54号2番案件について説明します。
譲渡理由は遠隔地であり耕作できないため、譲受理由は柿ノ木工業団地の事業により収用されたため、代替地として妹が相続した土地を譲受けるものです。
申請地は沓掛町下高根1番1、1番2、登記地目、現況地目はともに畑、面積は411㎡です。
申請地の現況については、12月16日に現地確認を行ったところ、畑として管理されておりました。
譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町下高根266番はみかんの木が植えられており、沓掛町上山2番3、106番2は畑として保全管理状態、118番5、118番6は畑、沓掛町万場31番は田として管理されておりました。
以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。
以上で説明を終了します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。
- 1番委員 12月12日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。一部、車2台分くらいコンクリートが張られていましたが、耕作者の駐車スペースと思われるので問題ないかと思います。事務局の説明のとおり許可

相当と判断します。

議 長 同様に地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第54号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第54号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第55号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第55号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は工場で、所有権移転になります。

申請者である法人は、豊明市内にて自動車部品の製造を行っていますが、現在稼働中の工場は老朽化が進んでいるため、工場の稼働に支障がでており新工場の建築が急務となっております。今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は沓掛町豊山69番、70番1、70番4、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計5,076㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から北に約1.2kmに位置します。

申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、12月15日に現地確認を行ったところ、雑木が生えている状況でした。

土地利用計画については、東側道路に進入路を設け、北側に工場、西側に駐車場の配置となります。申請地周辺は縁石水路を設置し、外部に水の流出のないように対策します。合併浄化槽、排水ろ過装置、防火水槽、雨水貯留槽も併せて設置します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の10番委員の意見を求めます。

10番委員 12月12日に2番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 10番委員、2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第55号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第55号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第55号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第55号2番案件について説明します。

転用目的は資材置場で、所有権移転になります。

申請者である法人は、豊明市内にて豊明市周辺を中心として土木工事を受注しています。近年は、工事の受注も順調に伸びていますが、現在の保管場所では手狭になったため、新たな保管場所を探すこととなりました。今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は沓掛町萱野27番、28番、29番、30番、登記地目はすべて畑、現況地目は27番、28番は雑種地、29番、30番は畑、面積は合計1,770㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から南西に約500mに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、許可できます。

申請地の現況については、12月10日に現地確認を行ったところ、萱野27番は畑として管理されておりましたが、萱野28番、29番、30番は草生え状態であり、また、対象地が目くら地の土地で管理しにくい土地でした。荒地地としてしまった旨の始末書は提出されております。

続きまして土地利用計画については、進入路は新たに設けず既存の県道の乗入れ口を使用します。土地造成は、切土45cm、盛土1.0mとし、碎石舗装を行います。周りをブロック積にて囲い周辺への雨水の流出を防ぎ、碎石舗装にて浸透しなかった雨水は、集水桝にて集水し、南側の既設排水路に放流します。汚水はありません。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 12月10日に5番委員と農地利用最適化推進委員及び事務局2名で申請地の現地確認を行いました。草生え状態であり農地としては管理不足ではありますが、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 7番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 嵩上げは行うのですか。

事務局 1m程嵩上げします。擁壁を施工し、その上にコンクリートブロックを積み、雨水の流出を防ぎ、周辺農地に影響が無いようにします。

議長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第55号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議長 議案第55号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第55号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第55号3番案件について説明します。

転用目的は店舗及び駐車場で、賃貸借権設定になります。

申請者である法人は、飲食店を営んでおりますが、令和3年3月をもって有松桶狭間店が賃貸借契約満了のため閉店したため代替店舗の建築を考えており、今回申請に至りました。申請地は栄町大根1番9、1番1665、1番1667、1番1668、1番1670、1番1671の6筆、登記地目は雑種地、畑、現況地目はすべて畑、面積は合計1,139.55㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明ICから西に約2.5kmに位置します。

申請地は市街化の傾向が著しい区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、12月15日に現地確認を行ったところ、野菜が作付けされている状態でした。

土地利用計画については、北側道路に進入路を設け、西側に店舗、東側に駐車場の配置となります。申請地周辺はコンクリートブロックで囲み雨水等の流出のないように対策します。汚水及び雑排水は合併浄化槽を経て、雨水とともに敷地内最終柵を経由後、道路側溝に排水し、東池に放流します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めま

す。

3番委員 12月18日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第55号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第55号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第56号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第56号について説明します。生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件です。

申請地は栄町南館248番1、登記地目は畑、現況地目は生産緑地、面積は643㎡です。

10月の農業委員会総会にて「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件」について審議いただきましたが、本件は生産緑地の指定を受けていた農地を所有者の方の故障又は死亡により営農が不可能になった場合、市が農業委員会に対して生産緑地のまま買い受ける者の斡旋の協力を求めるものです。斡旋が不成立の場合は生産緑地を解除して自由に転用することができますようになります。なお、過去に斡旋の成立はありませんでした。継続して耕作ができる方にお心当たりのある方は次回総会である1月20日までに事務局までお知らせください

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

議 長 意味が解りにくいのですが、耕作ができる方を探すことの協力をしてもらえるかの採決ですね。

事務局 その通りです。耕作者がいなかった場合は、生産緑地でない形で、他へ売却先を探すことになります。まずは、農業委員会に協力を求めることとなっております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第56号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第56号は可決といたします。引き続きまして、議案第57号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第57号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

法人の更新申請が110件、新規申請が8件、個人の新規申請が4件の合計122件の申請がされています。

個人の申請についてですが、申請地は沓掛町石根の3筆、沓掛町新道の2筆、間米町爛坂の2筆になります。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第57号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第57号は可決といたします。引き続きまして、報告第40号、第41号、第42号、第43号、第44号について報告願います。

事務局 報告第40号、第41号、第42号、第43号、第44号について説明

議 長 以上のとおり、報告第40号、第41号、第42号、第43号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。